

令和5年度 水団連・Web講演会に寄せられた事前質問

No	質問項目
(1) 水道整備・管理行政の移管について、(2) 令和6年度水道事業予算概算要求の概要について	
1	広域化やウォーターPPPに係る補助金や交付金の制度について知りたいです。
2	水道版B-DASHについて、下水道版では事務局は（公財）日本下水道新技術機構であったと思いますが、水道版を推進するにあたり、事務局はどのようにお考えでしょうか。
3	事務の一部を地方整備局に委任されることにより、交付金、補助金の申請は地方整備局が対応するのでしょうか。その場合、国庫金の流れは、変更になるのでしょうか。その際、申請書などの様式は、変更がありますか。
4	災害が発生した場合の連絡先、報告先は変更になりますでしょうか。また、災害が発生した場合などにおける日本水道協会との役割分担などはどうなるのでしょうか。
5	様々な調査が毎年、実施されていますが、調査に関する依頼元、報告先、照会先は、変更になるのでしょうか。
6	認可や認可変更等の事前相談などは、地方整備局でいいのでしょうか。
(3) 経済安全保障推進法（期間インフラ制度）について	
7	・法第50条第2項の規定に基づく、特定基盤事業者への通知、公示およびインターネット等での公表はいつごろを予定していますか。
8	・既に契約履行中の業務は対象外との理解でよろしいでしょうか。
9	・特定基盤事業者が実施する委託等の導入等計画書の届出は、委託の相手方が決定後契約前との理解でよろしいでしょうか。 ∵上記である場合、入札等の行為以降契約締結までに時間を要するため、入札等の時期を早める等、事業体に指導や注意を促してもらいたい。
10	・「厚生労働省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令」第1条に掲げる対象情報処理システムは、浄水処理工程の関わるものであり、配水システム、排泥処理システムは対象外との理解でよろしいでしょうか。
11	・委託等の相手方が、次契約も同じとなる場合は、本手続きは不要との理解でよろしいでしょうか。
12	・VE提案やプロフィットシェア等により、導入等計画書と齟齬が生じた場合の対応はいかなるか御教示ください。
13	・「特定妨害行為の防止による特定社会基盤役務の安定的な提供確保に関する基本方針」P19に、委託等の相手方に関する事項例が記載されているが、これをベースとして検討されているのでしょうか。また、それ以外の追加事項の検討もなされていますか。
14	・委託等の相手方が独自で使用する維持管理ツール（システム）が、現有の特定重要設備に直接接続されていなければ、当該法令の対象外との理解でよろしいでしょうか。
15	水道整備・管理行政の移管にあたり、機能強化の一環として、事務の一部を地方整備局に委任するとのことですが、具体的にどのような事業が委任されるのでしょうか。